

平成29年 第12回

苓北町農業委員会総会会議録

平成29年第12回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年12月8日(金)
午前9時30分 から 午前10時21分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 塚田 修彦 2番 平田 秀夫
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道
6番 大仁田 金次 7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員(1名) 5番 小野 三幸
5. 議事日程
日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第2. 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3. 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4. 議案第60号 農用地利用集積計画の認定について
日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田 尚之・局長補佐 西川 文孝・主幹 瀬形 茂
7. 会議の概要

(1) 開 会

開会 午前9時30分

事務局

おはようございます。
定刻になりましたので、只今から平成29年第12回の農業委員会総会を開会致します。
まずは岡村会長からご挨拶をお願い致します。

会 長

皆さん、おはようございます。
今年も残すところ1ヶ月を切り、今日は、平成29年最後の農業委員会総会でございます。今年も悔いのないよう頑張ってください。
来年もみなさんにとりまして、幸多い年となりますよう祈念申し上げます。
それでは、議事に入ります。

事務局

はい、ありがとうございました。
本日は、小野三幸 委員さんが欠席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。
どうぞよろしくお願い致します。

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

それでは、6番の大仁田金次委員さんと、1番の塚田修彦委員さんに、お願いを致します。
本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、西川氏、瀬形氏を指名を致します。

それでは、日程第2. 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についての案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第2. 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
3ページをお開き下さい。整理番号1の案件について説明致します。
申請人は議案記載のとおりです。
申請物件は苓北町志岐の畑1筆、面積は23㎡です。
転用の目的は、進入路です。
転用する理由の詳細は、「申請人は相続により、申請地を共有で所有しているが、兄弟の住居に接続する進入路が狭く拡張する必要があった。申請地は、町道に隣接し、利便性がよいため転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も

事務局

ないことから、申請地を侵入路に転用したい」というものです。

申請地は、4ページから6ページをご覧ください。

審議の要点につきましては記載のとおりであり、適当であると判断しております。申請箇所は、役場からおおむね300m以内であり、農振農用地以外の農地で第3種農地と判断しております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

2番
大仁田委員

はい。本件の現場は、志岐小学校プールから浜之町の方へ行って、十字路を渡って約70～80m行った右側です。申請人は外5名となっておりますが、主にご兄弟であられて、申請人の人は長男になられるということでした。すでに始末書の関係もありまして、すでに長らく使用しておられるような形をしておりました。りっぱな侵入路でございました。周りは全部住宅地になっておりまして、必要な道路ではないかと判断してきました。よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから詳しい説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

続きまして、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、整理番号2の案件について、ご説明いたします。
7ページをご覧ください。
申請人は議案記載の個人です。
申請物件は荅北町志岐の畑1筆、面積は211㎡です。

事務局 転用の目的は、駐車場です。
転用する理由の詳細は、「申請人は町外に居住しているが、農地として管理することが困難なため、近隣の方の駐車場として転用を計画した。
申請地は、町道に隣接しており、利便性がよいため、転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地もないことから駐車場に転用したい」というものです。
申請地は、8ページから10ページをご覧ください。
審議の要点につきましては記載のとおりであり、適当であると判断しております。
申請箇所は、役場からおおむね300m以内であり、農振農用地以外の農地で第3種農地と判断しております。
以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

2番 はい。本件につきましても、申請人の方のお名前はいっしょでございます。
大仁田委員 今、許可していただいた道路と町道のどちらにも面していて、駐車場としては使い勝手がいい場所で近所の方にも、喜ばれているようです。現在、芝生を植えて管理しておられました。よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号2についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、整理番号2につきましては許可することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第59号・農地法第5条の規定による許可申請についての案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第59号・農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

12ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件の表示は、荅北町坂瀬川の畑1筆、面積は、94㎡です。

転用の目的は、個人住宅及び駐車場です。

転用しようとする理由の詳細は、「譲受人は、現在実家に居住しているが、家族が増え手狭となるため、新たに宅地を探していた。申請地は町道に面しており、利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を個人住宅及び駐車場として転用したい」ということです。

申請地は、13ページから15ページをご覧いただきたいと思いますが、国道から町道西川内線に入り、約300m登った旧江川商店三叉路付近の左側です。

審議の要点につきましては記載のとおりであり、適当であると判断しております。申請箇所は農業振興地域の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から第2種農地と判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

3番
坂西委員

はい。本件につきましては、申請人のお二人は親子関係でございます。そして、息子さんの方が最近結婚されて、夫婦で住むということで、たまたま土地がありましたので、新居を建てようということです。土地の面積は、ちょっと小さいもんですから、ほとんど宅地だと思います。

議 長

はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

続きまして、整理番号2の案件につきまして、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、整理番号2の案件について、ご説明いたします。

16ページをお開き願います。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件の表示は、荅北町白木尾の畑1筆、面積は、74㎡です。

転用の目的は、農家住宅です。

転用しようとする理由の詳細は、「譲受人は、昭和45年に既存の自宅が老朽化したため新築を計画したが、既存の宅地では手狭であったため、新たに宅地を探していた。申請地は町道に面しており、利便性が良いため、転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を農家住宅として転用したい」ということです。

申請地は、17ページから19ページをご覧いただきたいと思いますが、国道から白木尾町道小原線に入って、約200m登った右側です。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり適当であると判断しております。

申請箇所は、第1種農地ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては、例外規定があります。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号2につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

2番
平田委員

はい。本件につきましては、現地は話がありましたように、昭和40数年前に、既に建てられています。現場は、譲受人の家の一部が農家住宅にかかっているわけです。当時売買で事がなされたようなので、今まで登記がなされていなかったということで、先般譲受人譲渡人同意のもとで、ちょうどタイミングがよかったのかどうか。譲受人と譲渡人の間で話ができあがったということで、この度申請をするようになったようであります。

議 長 はい、ありがとうございました。只今担当委員さんから説明をいただきましたが、この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。ございませんか。

1 番 塚田委員 確認なのですが、今建っている家は、譲受人の方が建てられたのでしょうか。

2 番 平田委員 そうです。譲受人の方が、40数年前に建てられた。

1 番 塚田委員 今度また新しく建てられるんですか。

2 番 平田委員 いいえ、違います。

事務局 現実にはですね。譲受人のお父さんが建てられたということで、今の譲受人は、町外にいらっしゃったそうなんですよ。働きにでてですね。その時に、お父さんが建てられたということらしいです。帰ってきてから、よその土地に家が入っているということがわかったので、この際やろうかということでしたみたいです。

議 長 この件につきまして、皆様方の判断を仰ぎたいと思います。この件につきまして、賛成の方の挙手をお願い致します。ございませんか。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号2につきましては、許可相当として県知事に意見書を送付致します。続きまして、日程第4. 議案第60号・農用地利用集積計画の認定について、上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい。日程第4. 議案第60号・農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。
21ページが、総括表になります。
利用権設定の新規で2件ございます。
面積は、田1筆1,050㎡、畑1筆2,209㎡です
明細は、22ページから23ページをご覧ください。

事務局

続きまして、利用権設定の再設定で54件ございます。

面積は、田33筆35,056㎡、畑21筆25,916㎡
合計60,972㎡です。

明細は、24ページから29ページをご覧ください。

続きまして、利用権の転貸で44件ございます。

面積は、田24筆21,508㎡、畑20筆26,170㎡、
合計47,678㎡です。

明細は、30ページから35ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。議案第60号は原案どおり許可することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地等利用最適化推進強化月間について

《期間》平成29年12月1日～平成30年1月31日

《内容》農地等利用の最適化の推進

- ①担い手への農地集積・集約
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③新規参入の促進

事務局

2. 農業委員会手帳（2018年版）について
3. 次回の農業委員会総会について
次回、平成30年第1回総会は、平成30年1月10日（水）
午後3時30分から庁議室での予定です。

事務局からは、以上です。

議長

はい、ありがとうございました。
只今事務局からその他事項につきまして説明がございましたが、皆様から何かございましたら、挙手をお願い致します。ございませんか。

（ありません。の声あり）

無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。
以上をもちまして、平成29年第12回総会を閉会いたします。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時21分

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____